

潤いと安らぎのある美しい都市景観の形成と歴史と伝統を生かしたまちづくりの推進

【基本方針】

市街地を取り巻く緑豊かな青垣山や「水の都」を形成する幾筋もの川、瀬戸内海と島々といった多彩な広島市の景観や平和記念公園、平和大通り、河岸緑地からなる本市特有な景観などを生かしながら、人々に潤いと安らぎを与え都市の風格を高める個性ある美しい都市景観の形成に取り組みます。

また、文化財をはじめとする伝統文化を保存、継承、活用することにより、歴史や伝統を生かし、平和の願いを継承するまちづくりを推進します。

○ 良好な都市景観の形成

(1) 景観計画の策定

平成17年6月の景観法の全面施行に伴い、平成18年4月に、広島市景観条例を施行し、平成20年2月には、当該条例に基づく「広島市景観形成基本計画」を策定しました。

今後は、この基本計画において重点景観形成地区として位置づけた地区を含む市域全体を対象とした「広島市景観計画」を策定するなど、良好な景観の形成に向けた取組を一層推進していきます。

(2) 公共建築のデザイン検討

開かれた公共建築、景観づくりへの貢献の観点から検討を加え、広島らしい個性的で魅力のある街づくりに寄与することに取り組んでいます。

(3) 美しい道路空間の形成

電線類の地中化、放置自転車対策の推進や市民ボランティアによる路上違反広告物の除却などを実施しています。

路上違反広告物の除却については、平成24年3月末現在で、80団体約602人の市民ボランティアが活動されています。

(4) 民間施設等の景観誘導

・建築物等景観協議

昭和55年から、法的強制力によるのではなく、「協議」という対話方式による景観誘導に取り組んでいます。主な協議項目としては、①外壁の材質や色、②壁面設備及び屋上設備、③看板・

広告塔、④緑化の4点です。

また、平和大通り沿道、川沿いや港湾沿いの地区、西風新都、原爆ドーム及び平和記念公園周辺、縮景園周辺については、各地区を対象とした要綱等を制定し、これらに基づいた協議を行っています。

・ひろしま街づくりデザイン賞

魅力ある街づくりに貢献している建築物や看板、活動などを表彰しています。

第12回(平成21年～22年)の選考結果は、応募件数246件に対して表彰件数15件でした。

・良好な居住環境の形成

広島市住まいづくりビジョン(平成19年12月策定)に「良好な居住環境の形成」を目標の一つに掲げ、良好な街並みや景観の形成、環境に配慮した住まいや住まい方の普及の促進、生活環境の保全に取り組んでいます。

○ きれいなひろしま・まちづくりの推進

ごみのない清潔で快適な生活環境を実現するため、平成2年度から、市民、事業者の協力を得ながら、「ばい捨て未然防止対策」と「清掃活動の推進」を柱とする「きれいなひろしま・まちづくり推進事業」を展開しています。

(1) ばい捨て未然防止対策

- ・散乱ごみ追放キャンペーンの実施
- ・ポスター等による啓発
- ・学校における環境美化教育の推進
- ・ばい捨て防止のための巡回パトロール
- ・街路ごみ容器、吸い殻入れの維持管理及び捨てられたごみの収集

(2) 清掃活動の推進

- ・クリーンボランティア支援事業
人の多く集まる場所や通りなど散乱ごみの目立つ場所の清掃を、ボランティアで行う市民や企業等に清掃用具などの提供をしています。
- ・まちの美化に関する里親制度
美化推進区域内の市が管理する人通りの多い道路等において、継続的な清掃活動などを行う企業等に清掃用具などを提供しています。

・環境美化功労者の表彰

長年にわたり、清掃活動に取り組んでいる個人、団体を表彰し、その労に報いるとともに活動の広がりを図っています。

・クリーンアップチームひろしま

人通りが多く、ごみが散乱しやすい市内の繁華街や主要交差点の歩道などの清掃を行いながら、合わせて「ばい捨てはしない」という市民の意識の高揚を図る啓発事業を行っています。



「クリーンアップチームひろしま」の活動

○ 広島市ばい捨て等の防止に関する条例

平成15年10月に施行し、①本市、市民及び事業者が協働して、快適な生活環境を確保するためのそれぞれの責務、②屋外の公共の場所でのごみのばい捨て、飼犬のふんの放置、喫煙制限区域内における灰皿の設置されていない場所での喫煙、屋外での落書きの禁止③美化推進区域・喫煙制限区域内で禁止行為を行った場合の罰則などを定め、美観を害する行為等の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

○ その他の取組

(1) 立看板の設置

市内の河川に「きれいな海はきれいな川から、ごみをすてないで」という立看板を設置しています。

(2) 「クリーン太田川」の実施

本市をはじめ太田川流域の7市町が連携して、毎年7月の河川愛護月間に太田川水系河川の一斉清掃を実施しています。

(3) 河川清掃

関係漁業協同組合が実施する河川清掃事業に対する費用の助成を行っています。

(4) 海をきれいにする運動

瀬戸内海沿岸に位置する関係自治体により1年に1回、一斉に海岸と海域でごみ集めを実施しています。

(5) 港湾等の清掃

広島港及び付近水面において、漂流物、汚物等の投棄の防止、除去に関する事業を行っている。(社)広島県清港会の事業に対し、負担金を支出しています。

(6) 道路清掃

幹線道路等で交通量が多く、特に清掃が必要と認められる道路について清掃を行っています。

(7) 不法はり紙等除却

道路上に違法に設置されたはり紙、はり札、立看板等を除却しています。

(8) 公園緑地清掃

公園緑地の美観保持や環境保全のため、清掃を実施しています。

○ ごみ不法投棄対策の推進

国、県、県警、市、各種団体等で構成する「広島市不法投棄防止連絡協議会」を設置し、不法投棄防止キャンペーンを実施しています。また、不法投棄防止看板の設置、パトロールのほか、民有地については、必要に応じ土地所有者への防護柵等の設置依頼などの取組を行っています。

不法投棄の状況

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
件数(件)	559	647	412	370	305
処理量(ト)	269	221	177	119	148

○ 文化財の保護・活用等の推進

(1) 文化財の保護・活用

文化財の調査・指定、指定文化財の保存事業などにより、保護思想の普及啓発を図っています。



原爆ドーム

(2) 歴史的文化遺産に関する学習・交流機会の拡充

区の魅力向上プロジェクトにおいて、歴史的文化遺産の保存、観光ルートの整備などにより、歴史に関する学習機会を提供しています。